



ふじさんネットワーク通信。

会員
募集中!



©静岡県

●富士山憲章【行動規範】

- 1・富士山の自然を学び、親しみ、豊かな恵みに感謝しよう。
- 1・富士山の美しい自然を大切に守り、豊かな文化を育もう。
- 1・富士山の自然環境への負担を減らし、人との共生を図ろう。
- 1・富士山の環境保全のために、一人ひとりが積極的に行動しよう。
- 1・富士山の自然、景観、歴史・文化を後世に末長く継承しよう。

1 静岡県に「富士山の日」ができました！！

平成21年12月25日、「静岡県富士山の日条例」が公布されました。

「富士山の日」は、**2月23日**です。制定の趣旨及び条例文は以下のとおりです。

制定の趣旨	<p>国民の財産であり、日本のシンボルである富士山は、その類まれなる美しい自然景観により、人の心を打ち、芸術や信仰を生み出してきた。</p> <p>こうした偉大なる富士山を抱く静岡県において、全ての県民が富士山について学び、考え、思いを寄せ、富士山憲章の理念に基づき、後世に引き継ぐことを期する日として、2月23日を「富士山の日」と定める。</p> <p>今後は、「富士山の日」の制定を契機として、富士山を後世に引き継ぐための県民運動の促進に努めるものとする。</p>
条例文	<p>(目的)</p> <p>第1条 県民が、世界に誇るべき国民の財産であり、豊かな恵みをもたらしている富士山について理解と関心を深め、富士山を愛する多くの人々とともに、富士山憲章（平成10年11月18日に静岡県と山梨県とが共同して制定したものをいう。）の理念に基づき、富士山を後世に引き継ぐことを期する日として、富士山の日を設ける。</p> <p>(富士山の日)</p> <p>第2条 富士山の日は、2月23日とする。</p> <p>(県の責務)</p> <p>第3条 県は、富士山の日^{の趣旨}にかんがみ、富士山を後世に引き継ぐための県民運動の促進に努めるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>

2 ホームページ

皆さん、ふじさんネットワークのホームページをご覧になったことがあるでしょうか？

1日、約400件のアクセスがあり、全国に向けて大きなPR効果を挙げています。また、どなたでも、自由に入力できる場所もありますので、ぜひ、活用してください。



ホームページに新しく掲載した情報の一覧です。

富士山に関するイベントを自由に入力できます。

富士山に関して、自由に発言できます。

富士山に関する新聞記事の見出しの一覧を見ることができます。

子供向けの富士山に関するホームページです。自由に発言できるコーナーもあります。

「富士山」関連サイトの総合リンク集です。

URL はこちらです ⇒ <http://www.fujisan-net.gr.jp/>
検索サイトでは「富士山」「ふじさん」で検索できます。

『事務局からののお知らせ』

- ◇ 平成22年1月26日現在 正会員:235団体 賛助会員:181団体・個人 計416団体・個人
- ◇ ふじさんネットワーク通信への掲載情報募集中です！お気軽に御連絡ください。
- ◇ ふじさんネットワークへの入会も随時受付中です！

発行

ふじさんネットワーク事務局 静岡県 県民部 環境局 自然保護室 富士山保全スタッフ内
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 TEL:054-221-2963 FAX:054-221-3278
HP:<http://www.fujisan-net.gr.jp/> E-mail :3776fuji@pref.shizuoka.jp